

2012 年 6 月 23 日

各 位

株式会社アコードィア・ゴルフ
東京都渋谷区渋谷 2-15-1 渋谷クロスタワー
電話 (03)6688-1500 (代表)

本日の一部報道について

本日、一部の報道機関において、当社および一部子会社の法人税の申告関連について報道されておりますが、当社が公表したのではなく、一部の報道機関の報道内容については、事実と相当程度相違しております。当社においては、昨日（6 月 22 日）夕刻、東京国税局より、2009 年 3 月期から 2011 年 3 月期までの当社および一部子会社に対する「法人税の加算税の賦課決定通知書」を受領いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

先般来、当社および一部子会社に対しては、定例的な税務調査が実施されてまいりました。かかる税務調査を受けて、当社および一部子会社においては、205 百万円を所得修正額として、修正申告にいたしました。このうち、196 百万円については、通常の業務等の過程において生じた事項に係る税務処理に関して当社と東京国税局との間において見解が相違したことにより修正に応じた金額です。これに対し、残りの約 8 百万円については、基本的に、当社が、本年 5 月 9 日に「特別コンプライアンス委員会の調査報告書の受領および当社の対応に関するお知らせ」においてコンプライアンス上不適切な問題として公表させていただいた事項等について修正申告に応じたものであります。なお、既にお知らせしているとおり、この約 8 百万円については、関係した者より既に当社に対して返還がなされております。

当社において、この修正申告により納税した法人税等は約 55 百万円であり、また、当該修正申告に係る加算税額は約 5 百万円であります。当社においては、東京国税局との間で、重加算に対して疑義を呈してまいりましたが、当該通知書により 86 万円の重加算税を課せられる結果となりました。

本件につきましては、当社株主のみなさまに、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。当社は、役員および従業員が一丸となって、信頼回復と当社のより一層の成長の実現に務めてまいりまいる所存ですので、何卒、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【本件に関するお問合せ先】（平日 9：00～17：00）
株式会社アコードィア・ゴルフ
コーポレート・コミュニケーション部 IR 担当 野瀬
電話 : 03-6688-1500（音声ガイダンス）
E-mail : ir@accordiagolf.com